

# 泉南市立砂川小学校PTA規約

**（名称・事務所）**  
第一条 この会は泉南市立砂川小学校PTAと称し、事務所を泉南市立砂川小学校内に置く。

**（目的・活動）**  
第二条 この会は会員が密接に協力して、憲法、教育基本法に基づく民主教育を推進し、次代の民主社会を担う児童の福祉向上と心身の健全な発達に努力すると共に、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

**（方針）**  
第三条 この会は次の方針に従って活動する。

- 一、児童の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 二、この会は教育を目的とする自主的団体であり、特定の政党・宗教その他どんな団体からも干渉を受けないものとし、営利を目的とする事業は行わない。
- 三、学校の人事や管理運営には干渉しない。

**（会員）**  
第四条 この会の会員は砂川小学校に在籍する児童の保護者ならびに教員とし、保護者全員の諸機関での決議権、会費納入などの権利義務は一家庭につき一人とする。

**（機関）**  
第五条 この会は次の機関を置き、次の人々で構成する。

- 一、総会 会員全員
- 二、代表委員会 教職員代表委員  
地区代表委員  
役員
- 三、役員会 会長 一人  
副会長 二人  
書記 三人  
会計 二人  
運営委員 一人  
地区委員会 一人
- 四、地区委員会 地区委員 一人
- 五、会計監査 会計監査委員 二人  
（うち教職員から一人）
- 六、各種委員会 各種委員 一人

**（総会）**  
第六条 総会はこの会の最高議決機関であり、第四条で定める全員で構成する。

- 一、定期総会は毎年一回会長が招集する。ただし、会員の三分の二以上の請求または代表委員会の議決による請求があった場合は、会長はできるだけすみやかに臨時総会を招集する。
- 二、総会は委任状を含めて二分の一以上で成立し、議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。
- 三、総会開催の一週間前に議題及び必要書類を全員に発送しなければならない。

**（代表委員会）**  
第七条 代表委員会は総会につき議決機関であり、第五条第二項に定める会員で構成する。

- 一、代表委員会は、必要に応じて会長が招集する。または、それに代わる手段があれば、その手段を用いる。ただし、代表委員会の三分の一以上請求があった場合は、代表委員会が必要と認めるときは、会長はできるだけすみやかに代表委員会を招集する。
- 二、代表委員会は委任状を含めて委員の過半数で成立し、議決は出席代表委員の過半数の同意を必要とする。
- 三、代表委員はこの会の運営・活動について広く会長の意志が反映されるよう、いつでも自己を選出した母体の会員の意見を聞き、またこのような意見を聞く場をできるだけ多く持つよう努力する。
- 四、各種委員会の会員は、本人の希望があれば、代表委員会に参加できる。

**（役員会）**  
第八条 役員会は総会および代表委員会で決定されたことを実行にうつす執行機関であり、第五条第二項で定める役員で構成する。

- 一、役員は教職員のうちから選出された一人（書記・会計各一人）をのぞき、旧役員が推薦等を行い、年度内最後の代表委員会での承認を経て総会で決定する。ただし、立候補の意志を有する会員は十月末日までに役員に申し出る。
- 二、役員は、次の通りとする。
  1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事務があるときは、会長の代理を務める。

3. 書記は委員名簿の作成、整理、会議や活動の記録、集会、総会の通知等の事務をつとめる。
4. 会計は、この会の会計事務を行うと共に定期総会において、会計監査委員の監査を経て、決算報告をする。また、代表委員の請求があれば、同委員会においてこれを公開する。

**（地区委員会）**  
第九条 地区委員会は地区委員によって構成される代表委員会につき議決機関である。

- 一、地区委員は各地区の実情に応じて若十名を選出する。
- 二、地区委員の互選により、地区代表委員を一人選出する。
- 三、地区代表委員は、自己を選出した母体の会員を招集して意見を聞き、提案があれば地区委員会の議決を得て地区活動を行うことができる。

**（会計監査）**  
第十条 会計監査はこの会の財政が適正に行われるための監査機関であり、代表委員会、代表委員の中から二人を選出する。

- 一、（保護者全員・教職員各一人）は、会計監査委員は役員を兼ねることとはできない。
- 二、会計監査委員は当該年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

**（任期）**  
第十一条 各種委員・地区委員・役員・会計監査委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

**（会計）**  
第十二条 この会の経費は会費・その他の収入をもつてあてる。

- 一、この会の会計年度は四月一日に始まり、翌二月二十一日に終わる。
- 二、この会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

**（会費）**  
第十三条 この会の会費は一家庭（教職員会員は一人）あたり、一律月額 金二百円とする。

- 一、会費は特別な事情がある時は、免除する事ができる。

**（専門部会の設置）**  
第十四条 この会は必要に応じて専門部会をおくことができる。

**（規程）**  
第十五条 この会の運営に必要な規定は、この規約に反しない限りにおいて代表委員会の議決を得て設けることができる。

ただし、次の総会で認められなければならない、その後効力を失う。

**（改正）**  
第十六条 この規約は総会において、三分の二以上の同意があれば改正することができる。

## 付 則

- 一、この規約は昭和五十年五月二十日より発効する。
- 二、砂川小学校は昭和五十年新設校である事情を考慮し、当面の教育的環境の充実に努める。
- 三、公教育費の保護者負担の解消に努める。
- 四、昭和五十一年六月二十九日一部改正

## 附 帯 決 議

- 昭和五十年五月十九日 PTA結成集会で附帯決議
- 昭和五十一年六月二十九日 総会一部改正
- 1、学校設備充実に関するPTAの姿勢としては、市への交渉陳情や他の方法など、市への働きかけを主体とする。
- 2、PTA予算の基本方針として、PTAの予算はできるだけPTA本来の活動に充てる。

- 昭和五十四年三月七日一部改正
  - 昭和六十一年十一月四日一部改正
  - 平成三年五月十六日一部改正
  - 平成十二年五月二十二日一部改正
  - 令和二年四月二十四日一部改正
  - 令和五年十一月八日一部改正
- 朱書き・・・は追加・変更文  
・・・は消去文

